
プロジェクト	LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討
項目	第 439 回企業会計基準委員会及び第 157 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 439 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 13 日開催）及び第 157 回金融商品専門委員会（2020 年 8 月 20 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントの概要

（第 439 回企業会計基準委員会）

2. 包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用終了時期に関し、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度以降も永久に適用され得ることを前提としたコメントがみられるが、永久に適用されることが可能との前提では議論していないと理解している。
3. 後継の金利指標が後決めの金利となる可能性が想定される中、経過利息等の取扱いの明確化を求めるコメントが出されている。このような実務的な取扱いを必ずしも会計基準の中ですべて決めるべきとは考えないが、他方で、検討のガイドラインが何もないと関係者において議論が進みにくい可能性がある。関係者の議論の進捗状況は、企業会計基準委員会における今後の検討にも影響するため、当委員会では何かができないことがないか金融商品専門委員会において議論することが考えられる。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

適用範囲

（第 157 回金融商品専門委員会）

4. 公開草案第 4 項において、「金利指標置換時」は、「双方の契約において後継の金利

指標を基礎とした計算が開始される時点」と定義されているが、一般的に行われている、片側が固定金利、もう片側が変動金利という金利交換では、金利指標置換の影響を受けるのは片側の変動金利のみであり、「双方の契約において」との表現は当たらない。そのため、この定義の見直しを検討してはどうか。

5. 信用リスク・スプレッドの変更自体は、金利指標改革とは関係ないものと理解している。しかしながら、公開草案第 25 項のなお書きの記載を踏まえると、金利指標改革と直接関係する変更を行っても、信用リスク・スプレッドの変更を同時に行った場合には、「経済効果が同等となることを意図した契約条件の変更」には該当せず、当該変更は全体として本実務対応報告の対象外となり、ヘッジ関係に影響を与えないような信用リスク・スプレッドの変更を行った場合でも、ヘッジ会計が中止となる懸念がある。また、この点について、対応案の記載が不明確であると思われる。
6. 金利指標改革の直接の対象ではないが、LIBOR 等の公表停止に伴い間接的に公表停止となる金利（例えば、東京スワップ・リファレンス・レートなど）は、本実務対応報告の適用範囲に入り得ると理解している。また、適用範囲に入るか否かの判断基準として、公開草案第 3 項では要件が挙げられているが、対応案では「経済効果が同等かどうか」という点についてしか触れられていないため、記載を工夫してはどうか。
7. 適用範囲に相場変動又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計の両方を含む点について明示すべきとのコメントには対応しない点について、公開草案の結論の背景にヘッジ会計に焦点を当てた理由を記載するのであれば、合わせて記載を盛り込むことはできないか。

金利指標置換後の会計処理

（第 157 回金融商品専門委員会）

8. 本実務対応報告適用終了後の 2023 年 4 月以降の事後テストの起点について、対応案では、金融商品会計基準等に基づきヘッジ開始時となるとされているが、一方、公開草案第 14 項では、第 13 項における特例的な取扱いを適用しなかった場合には事後テストの起点を金利指標置換時とするとされている。両者の関係を整理した方がよいのではないか。
9. 後継の金利指標のデータ不足に起因して有効な判定が得られないのではないかと懸念に対して、対応案では、金融商品実務指針第 156 項における「変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続することができる。」との考

え方を参考にする旨の記載があるが、金融商品実務指針の記載は「変動幅が小さいことによる一時的なものと認められる」という限定的な記載となっており、本対応案はこれを拡大解釈してもよいと読めてしまうが、その点を整理して頂きたい。

適用時期等

(第 157 回金融商品専門委員会)

10. 適用時期に関する対応案において、ヘッジ会計の中止を遡及しないことを明確にするため、「本実務対応報告は、公表日以後適用することができる。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には適用しない。」と修文しているが、中止したヘッジ損益の繰延を 2023 年 4 月 1 日以降も認められるとする旨を記載した質問 4 のコメントへの対応と矛盾するように見えるため、記載を修正して頂きたい。

その他

(第 157 回金融商品専門委員会)

11. 満期保有目的の債券から売買目的有価証券等への振替が例外的に認められるかどうかについては、対応案において、金融商品実務指針第 83 項⑥を参照しつつ個別に判断する必要がある旨の記載があるが、こうした考え方を、公開草案の結論の背景に入れることはできないか。

以 上